

令和元年度(2019)第3回出雲市障がい者施策推進協議会次第

日時：令和2年3月11日（水）

14：00～16：00

会場：市役所本庁舎3階 庁議室

1 開会

2 健康福祉部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 報 告

（1）令和元年度専門部会、就労支援ネットワーク会議活動報告

資料1

5 議 事

（1）くらし専門部会からの提言に対する検討

資料2

（2）令和2年度における障がい者福祉施策の運用等の対応

資料3

（3）地域生活支援拠点整備にかかる検討状況

資料4

6 その他

7 閉会

出雲市障がい者施策推進協議会委員

平成29年(2017)4月1日～令和2年(2020)3月31日 (3年間)

50音順・敬称略

No.	氏 名	職名等	備 考
1	芦矢 京子	島根県重症心身障がい児(者)を守る会副会長・事務局長	
2	石飛 丈和	出雲市身障者福祉協会理事	
3	石橋 美恵子	島根県東部発達障害者支援センターウィッシュセンター長	
4	和泉 積	出雲市身障者福祉協会理事	
5	糸原 直彦	出雲商工会議所専務理事	
6	井上 明夫	ふあっと施設長	
7	大野 美和	出雲公共職業安定所統括職業指導官	平成31年4月～
8	尾添 純子	出雲市子ども未来部子ども政策課子ども家庭相談室長	
9	勝部 寿子	こころの森会員	
10	金川 克則	島根県立出雲養護学校校長	
11	児玉 浩二	出雲市教育委員会児童生徒支援課長	平成31年4月～
12	児玉 信広	島根県健康福祉部障がい福祉課長	令和元年7月～
13	佐貫 文紀	ふたば園長	平成30年4月～
14	塩飽 邦憲	島根大学名誉教授 島根大学医学部特任教授	会長
15	新宮 直行	出雲市社会福祉協議会事務局次長	
16	新藤 優子	高次脳機能障がいデイケアきらり施設長	副会長
17	須谷 生男	出雲医師会理事	
18	高木 加津枝	出雲障がい者就業・生活支援センターリーフ所長	
19	永岡 秀之	島根県立こころの医療センター地域生活支援室長	
20	柳樂 紀美子	出雲市民生委員児童委員協議会副会長	
21	錦織 正二	出雲成年後見センター会長	
22	原 広治	島根大学大学院教育学研究科教授	
23	藤川 祐介	いちごの会会長	
24	牧野 由美子	島根県出雲保健所長	
25	山本 順久	ハートピア出雲施設長	
26	渡部 幸義	出雲サンホーム副施設長	平成31年2月～

令和元年度 つながる専門部会 報告書

部会メンバー	部会長 : 玉木 (かのん) 副部会長: 玉木 (太陽の里) メンバー: 東 (Reve)、渡部、布野 (ふあっと)、吉田 (C S いずも)、 今岡 (平安堂)、岡本 (さざなみ学園)、江角 (もくれん)、 古川 (出雲高齢者あんしん支援センター)、平田 (出雲保健所)、 林 (サンホーム指定居宅介護支援事業所)、川上、原 (福祉推進課)
テーマ (ねらい)	①介護保険とつながる: ケアマネジャーと相談支援専門員が円滑な連携を図って いくために、定期的に顔を合わせる場やサービスの違いを理解する為の資料が必要 である。 ⇒サービス対照表の見直し、及びケアマネジャー協会と共同で事例検討会を実施。 ②地域とつながる: コミュニティセンター (以下「コミセン」) や地域住民の方に、 障がいのある方や障がい福祉制度への理解、相談支援専門員の役割について知って もらう。 ⇒地区のコミセンと共同で行事企画、普及の為のチラシ作成を行う。モデル地区と して、神西コミセン、川跡コミセンを選定。 ③医療とつながる: 緊急時の対応について、医療の相談員と相談支援専門員とが 速やかに連携する為に何が必要かを検討する。
活 動 状 況	■WGの開催…令和元年5・7・9・12月、令和2年1・3月 ①介護保険とつながる 障害福祉サービスと介護保険サービス対照表の見直し。(8月～12月) ケアマネジャーと相談支援専門員との共同研修開催。(令和元年12月17日) ②地域とつながる 神西コミセン、川跡コミセンの担当者と部会が次年度共同で行う活動について協議。 ○神西コミセン…神西湖清掃、岩坪掃除などに参加する人が高齢化していることも あり、地域の力になれるように、当事者の方がボランティアとして参加する。 ○川跡コミセン…ふれあい交流部との共同企画として、当事者を講師として、各事 業所に通所している利用者や地域住民から参加を募り、ハーバリウム作りを行う。 ※高松コミセン研修会…令和2年3月5日実施予定であったが、コロナウイルスの 影響で延期。研修内容としては、民生委員、障がい当事者、地区理事等が参加し、 相談支援専門員の役割について説明し、その後参加者と意見交換を予定。 ③精神障がいの方、医療的ケアが必要な人の緊急時の対応について、次年度、じり つ専門部会や、こども専門部会、医療的ケア児コーディネーター研修に参加された 方との意見交換を実施することを確認した。

成 果	①障がい福祉サービスと介護保険サービス対照表、介護保険の料金表の作成。 共同研修では、制度の違いを理解できた、ケアマネジャーと相談支援専門員とが顔の見える関係を作れた、相談しやすくなった、今後も継続してほしいとの感想が多数聞かれた。 ②神西コミセン、川跡コミセンの行事に部会として参加させてもらえることになった。 ③活動状況の通り。
課 題 次年度への方向性	①サービス対照表、料金表の見直し（随時） 共同研修の継続。より小さな規模での集まり（茶話会）も検討。 ②コミセンと共同で行う行事の具体化。普及啓発の為にチラシを作成。 ③じりつ専門部会、こども部会、医療的ケア児コーディネーター研修参加者との意見交換を実施。課題を明確化し、どのような取り組みが必要かを検討する。

介護保険サービスと障がい福祉サービスの対照表

※出雲市にサービス提供事業所があるもののみ記載

- 【介護保険サービスと障害福祉サービスの適用関係】
- 1、同じ機能のサービスなら、原則、介護保険サービスが優先
- 2、障害福祉サービス特有のサービスは、原則、介護保険サービスと併用して利用可能。
- 3、同じ機能のサービスでも、条件次第で障害福祉サービスの利用が可能となる場合もある。

◇基本的なサービス利用手続き		◇利用料	
介護保険	申請 → 要介護認定 → ケアプラン作成 → サービス利用 (要支援1～要介護5)	介護保険	1～3割負担
障害福祉	申請 → 障害支援区分認定 → サービス等利用作成 → サービス利用 (区分1～6) ※障害支援区分の認定が必要ないサービスも有	障害福祉	所得に応じて ※大半が負担ゼロ

☆・・・障害福祉サービス特有サービス / ●・・・障害支援区分が必要となる場合があるサービス

1. 相談する

介護保険		障害福祉
居宅介護支援	↔	計画相談支援
地域包括支援センター	↔	委託相談支援
		☆ 地域移行支援 長期入院等からの地域生活移行についての相談支援。
		☆ 地域定着支援 長期入院等からの地域生活移行後の、フォローアップ支援。



2. 訪問する

◎ヘルパー

介護保険		障害福祉
身体介護	↔	身体介護 ●
生活援助	↔	家事援助 ●
通院等乗降介助	↔	通院等乗降介助 ●
		☆ 通院等介助 通院等において、乗降介助の前後に、相当な所要時間の介助を伴う通院等支援。 ●
		☆ 移動支援 余暇活動、通勤・通学などの外出支援。 ●
		☆ 行動援護 行動障害がある人への外出支援。 ●
		☆ 同行援護 視覚障害者への外出支援。 ●
		☆ 重度訪問介護 重度障害者への見守りを含む長時間支援。 ●
		☆ 自立生活援助 単身生活を始めたばかりの人などへの集中的な訪問支援。
		☆ コミュニケーション支援 入院中の重度障害者に、意思疎通の支援者としてヘルパー派遣。



◎ヘルパー以外

介護保険		障害福祉
訪問入浴	↔	訪問入浴
訪問リハビリ		訪問リハビリ ※対象者は医療保険での利用は可能。
訪問看護		訪問看護 ※対象者は医療保険での利用は可能。

3. 通う

介護保険		障害福祉
通所介護 通所 リハビリテーション	↔	生活介護 ● 自立訓練 (機能訓練)
		☆ 自立訓練 (生活訓練) 一定期間、生活能力向上のための訓練を行う支援。
		☆ 就労移行支援 一定期間、就職に向けた訓練を行う支援。
		☆ 就労継続支援 A型 雇用契約を結び、就労機会、生産活動の提供を行う支援。
		☆ 就労継続支援 B型 雇用契約を結ばず、就労機会、生産活動の提供を行う支援。
		☆ 就労定着支援 一般就職後の離職防止のためのフォローアップ支援。
		☆ 地域活動支援センター 障害支援区分に関係なく、創作活動や生産活動の機会の提供支援。



4. 泊まる・一時預かり

介護保険		障害福祉
短期入所生活・療養介護	↔	短期入所 ●
	↔	日中一時支援 ●
		宿泊を主とするショートステイ。
		日中帯を主とした一時預かり。



5. 住まい

介護保険		障害福祉
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護	↔	施設入所支援 ● なし なし 共同生活援助 ●



6. 福祉用具と住宅改修

介護保険		障害福祉
福祉用具貸与		なし
特定福祉用具販売	↔	日常生活用具給付事業 ※日常生活用具給付にしかない品目は障害福祉で対応可能。
住宅改修	↔	住宅改修 小規模な住宅改修に対して費用の一部を給付。
	☆	補装具 身体にあった装具や車いすなどを特注するもの。



7. その他介護保険独自サービス

小規模多機能型居宅介護	通所、ヘルパー、泊まりの一体型支援サービス。
看護小規模多機能型居宅介護	通所、ヘルパー、泊まり、訪問看護の一体型支援サービス。
居宅療養管理指導	医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等による訪問での健康管理、指導など。

障害福祉サービスの相談窓口

○委託相談支援事業所

	事業所名	所在地	電話番号	主な対象障害
1	ハートピア出雲	出雲市武志町693-4	23-2720	身体・知的・精神・児童
2	ふあっと	出雲市武志町693-1	25-0130	精神
3	さざなみ学園	出雲市神西沖町2534-2	31-9996	知的・児童
4	光風園	出雲市湖陵町大池240-1	43-2101	身体・知的・精神・児童
5	出雲サンホーム	出雲市神西沖町1315	43-7575	身体・知的・精神・児童
6	かのん	出雲市神西沖町2476-1	25-8811	身体・知的・精神
7	プレーゲ	出雲市瀬分町613出雲市立総合医療センター内	62-2977	身体・知的・精神・児童
8	太陽の里	出雲市斐川町名島90	72-9125	知的
9	そうゆう相談センター	出雲市斐川町学頭1625-27	72-7085	知的・精神

※委託相談支援は、地域別ではなく、障害種別で支援事業所が異なります。地域関係なく、ご相談可能です。

※発達障害は、精神障害に含まれます。難病は、身体障害に含まれます。

○市役所

出雲市役所福祉推進課	TEL 21-6961
------------	-------------

介護保険サービスの相談窓口

○高齢者あんしん支援センター

	事業所名	所在地	電話番号
1	出雲高齢者あんしん支援センター	出雲市今市町543 出雲市社会福祉センター内	25-0707
2	平田高齢者あんしん支援センター	出雲市平田町2112-1 平田福祉館内	63-8200
3	佐田高齢者あんしん支援センター	出雲市佐田町反辺1747-6 出雲市役所佐田行政センター内	84-0019
4	多伎高齢者あんしん支援センター	出雲市多伎町小田50 多伎地域福祉センター内	86-7122
5	湖陵高齢者あんしん支援センター	出雲市湖陵町三部1352 湖陵福祉センター内	43-7611
6	大社高齢者あんしん支援センター	出雲市大社町杵築南1397-2 出雲市役所大社行政センター内	53-3232
7	斐川高齢者あんしん支援センター	出雲市斐川町上庄原1766-2	73-9125

○市役所

出雲市役所高齢者福祉課	TEL 21-6972
-------------	-------------

介護保険資料

	区分支給基準 限度額	訪問介護	通所介護	通所リハビリ	訪問リハビリ	短期入所生活 介護	訪問看護	福祉用具貸 与・購入	通院等乗降介助
	() の中は 10割料金で す。					※個室・多床室 で金額が異なり ます		※車椅子・ 特殊寝台 (ベット) 支援1支援2 要・介護1は原 則利用出来な い。	
要支援1	5032円 (50320円)	※週1～2回程度 1回1172円+加算月額 2回2342円+加算月額	週1回程度 1665円+加算月額	週1回程度 (1721+加算) 定額	提供時間の回数分	514単位+加算/ 日	提供時間の回数分		利用出来ない
要支援2	10531円 (105310円)	※週1～3回程度 3回3715円+加算月額	週1～2回程度 週2回3393円+加算 月額	週1～2回程度 (3634+加算) 定額	提供時間の回数分	637単位+加算/ 日	提供時間の回数分		利用出来ない
	区分限度額内に て必要量の利用					※個室・多床室 で金額が異なり ます		必要であれば 軽度者申請が 必要。 購入は10万 住宅改修20万 (利用者負担 は1割～3割)	
要介護1	16765円 (167650円)	所要時間の回数分 身体20分～30分 (249円+加算回数) 生活20分～30分 (182円+加算回数)	提供時間の回数分	提供時間の回数分	提供時間の回数分	(ユニット型個 室) での目安 682+加算 の日数分	提供時間の回数分		利用可能
要介護2	19705円 (197050円)	提供時間の回数分	提供時間の回数分	提供時間の回数分	提供時間の回数分	749+加算	提供時間の回数分		利用可能
要介護3	27048円 (270480)	提供時間の回数分	提供時間の回数分	提供時間の回数分	提供時間の回数分	822+加算	提供時間の回数分		利用可能
要介護4	30938円 (309380円)	提供時間の回数分	提供時間の回数分	提供時間の回数分	提供時間の回数分	889+加算	提供時間の回数分		利用可能
要介護5	36217円 (362170円)	提供時間の回数分	提供時間の回数分	提供時間の回数分	提供時間の回数分	956+加算	提供時間の回数分		利用可能

※ 上記の金額は、利用者負担1割の目安です。利用される施設形態又は介護度により異なります。

※ 市発行の介護保険パンフレットより引用

令和元年度 くらし専門部会 報告書

部会メンバー	部会長：柳楽（ハートピア出雲） 副部会長：森谷（そうゆう） メンバー：福田（プレーグ）、石崎（やまびこ）、永島（ほっと）、佐藤（斐川あしたの丘）、山崎（サン出雲）、大国、三原（福祉推進課）
テーマ（ねらい）	資源調査とマップの作成 ・情報を収集し地域の資源・居場所を調査する。 ・相談支援専門員、サービス提供事業者、当事者、地域の障がい者相談員に実際に利用しているインフォーマルなサービス等の調査をする。 ・こんな場所があればいいという意見をまとめ、既存の資源に対し、障がい者を受け入れてもらうための理解の促進についても取り組む。
活 動 状 況	今年度はモデル地域として①佐田地域②斐川町直江地区③今市地区の調査を実施 6～7月 ・斐川あしたの丘の利用者とご家族へのアンケート調査実施 ・斐川町障がい者相談員2名に聞き取り実施 ・斐川町いちごの会定例会に参加し聞き取り実施 ・佐田地域の資源情報収集実施 ・相談支援専門員へ資源マップ調査票を配布 8～9月 ・斐川町直江地区、佐田地域の情報を整理し、分担を決めて、聞き取りやマップ掲載への協力依頼を実施 10月～1月 ・今市地区の情報を整理し、分担を決めて、聞き取りやマップ掲載への協力依頼を実施 ・マップ作成について依頼
成 果	情報収集について 該当する地区の事業所から部会に参加していただき、具体的な情報収集を実施した。収集した情報をもとに、部会員が直接マップ掲載について説明に伺い理解を得ることが出来た。 また「出かける場所だけではなく、理解や助けてくれる人が欲しい」という意見も聞くことが出来た。引き続き「こんな場所があればいい」という側面からの情報収集も必要であることを再確認した。
課 題 次年度への方向性	●マップ完成 令和2年度末に先行3地区（佐田地域、斐川町直江地区、今市地区）のマップ完成 ●情報収集 残りの地区（①出雲北部 ②出雲西部 ③出雲南部 ④平田 ⑤斐川東部 ⑥大社 ⑦湖陵 ⑧多伎）のうち5地区程度の情報収集を行う。
その他	令和3年度中に残りの地区の情報収集を行ない、マップを完成予定。

令和元年度 じりつ専門部会 報告書

部会メンバー	部会長：渡部（ふあっと） 副部会長：長廻（出雲サンホーム） メンバー：勝部（そうゆう）、岩崎（かのん）、東・富岡（Reve） 飯島（こころの医療センター）、金山・佐藤（光風園）、長澤（美野園） 大国・山田・立花（福祉推進課）
テーマ（ねらい）	・障がいのある方も支援者も安心して緊急時の受け入れと対応ができ、住み慣れた街で安心して生き生きと暮らすために何が必要か、ひと工夫を検討する。 ・障がいのある方を地域全体で支えるしくみづくりとして、地域生活支援拠点整備に向けて取り組む。
活 動 状 況	4 月：<u>今年度の部会での取組課題について</u> ○緊急時の受け入れと対応に向け実態調査を実施する。（アンケート調査） ○ささえる部会居住系ワーキンググループ（以下「WG」）との意見交換会を実施する。 ○出雲市精神障がい者退院支援ワーキング会議、ネットワーク会議に参加する。 5 月：<u>緊急時対応のアイデア、短期入所事業所へのアンケート調査について</u> ○緊急時に安心して受け入れてもらえる為の工夫を考える。短期入所事業所へのアンケートで現状や課題を知る。 6 月：<u>短期入所事業所へのアンケート内容の検討</u> ○アンケート内容①短期入所を今まで利用された方②短期入所を受けて困った事③短期入所時に担当の相談支援専門員に協力してほしい事④短期入所実施にあたり事業所の職員体制（昼・夜）⑤短期入所の稼働率⑥短期入所を受け入れるにあたりどんな事があれば緊急時の受け入れできるかについて 7 月：<u>短期入所事業所へのアンケート結果について</u> ○アンケート結果から「緊急時」とは何か、定義を決めた方が良い。緊急時受入れ後のフォローをしてほしい。相談員がそれぞれの事業所の特色や実態を知ってほしい。職員体制では入所者の重度化、高齢化が進み入所者の対応で精一杯で現状の職員体制では難しい。 <u>相談支援専門員へのアンケート内容の検討</u> ○アンケート内容（短期入所を利用したことのある方）①緊急時対応が必要と思われるケース②短期入所利用したケース③事業所への情報提供④事業所への対応⑤安心して受け入れてもらえる工夫⑥短期入所事業所をお願いしたい事について 8 月：<u>ささえる部会 WG の報告、相談支援専門員へのアンケート結果について</u> ○短期入所事業所の実態把握をする。相談支援専門員 87 名中 67 名回答、アンケート結果をまとめる。 9 月：<u>相談支援専門員へのアンケート結果</u> ○情報提供が丁寧に来ていない、利用中に今後の見通しを立てていない、緊急時のルール決めやマニュアル、フローチャート作成が必要 <u>ささえる部会 WG との意見交換会に向けて</u> ○緊急時の受け入れと対応に向け短期入所事業所が安心して受け入れてもらえる為の工夫についてそれぞれがプラス思考で話し合う。

	10月：<u>ささえる部会WGとの意見交換会</u> ○ささえる部会6名、じりつ部会9名、市4名参加。短期入所事業所の現状について、意見交換～利用者さんが緊急で困った時に安心して過ごせる場を作るには～ 11月：<u>ささえる部会WGとの意見交換会からの課題</u> ○利用者さんの情報提供を明確にしてほしい（障がい特性、生活状況、ADL等） ○事業所の特性を知った上で相談してほしい（障がい特性によっては受入れ検討） ○緊急時の利用期間を明確にしてほしい（長期間の受入れは困難） <u>今後の取り組みについて</u> ○ささえる部会と一緒に緊急時の情報シートを作成する。緊急時の定義についてプロジェクトチームで検討してもらう。地域生活支援拠点整備に向け先進地域での取り組みについて講師を招き研修する。 12月：<u>地域生活支援拠点整備プロジェクトチーム会議の報告</u> ○一人暮らしの方の定義、事前登録制、体験利用、支援会議の開催期限、コーディネーターについて部会で検討してほしい。 1月：<u>地域生活支援拠点整備プロジェクトチーム会議結果からの検討</u> ○じりつ部会としては一人暮らしの方の定義は自立生活援助や地域定着支援の利用を前提とする。事前登録は事前ではなく登録。体験利用は顔合わせ程度でも良いのではないかと。大事なことは最低限支援に必要な情報を持っていることが重要。利用後の対応については支援会議を利用2日目（翌日）には必ず開催する。コーディネーターは相談対応不可時の緊急対応、相談支援専門員への助言、短期入所事業所との情報共有を行う。 2月：<u>地域生活支援拠点整備プロジェクトチーム会議の報告</u> ○じりつ部会で検討した内容と変更になった点… 一人暮らしの定義…「他に支援を受ける手段がなく、緊急の支援が必要な場合」 短期入所利用後の支援会議…おそくとも利用3日目までに開催する。
成 果	○短期入所事業所と相談支援専門員へのアンケートでそれぞれの思いや現状が分かったことが良かった。 ○ささえる部会WGとの意見交換会で緊急時の問題点が浮かび上がって双方の立場で考えることができ、意見をまとめることができた。 ○ささえる部会WGとの意見交換会やアンケート結果からフローチャートの作成をすることができ、緊急時の定義や支援会議の開催期限、短期入所の利用期間など明確にできた。
課 題 次年度への方向性	○地域生活支援拠点整備に向け緊急時の登録票の作成をする。じりつ部会に短期入所事業所（福祉型・医療型）の方に参加してもらい検討する。 ○体験の機会と場について協議する。

令和元年度 こども専門部会 報告書

部会メンバー	部 会 長：板倉（さざなみ学園） 副部長：田中（プレーゲ） メンバー：高松（さざなみ学園）・川上（ハートピア出雲） 福田由（プレーゲ）・山形（C S いずも）・大場（市）
テーマ（ねらい）	○教育との連携において、教育の現場に相談支援専門員の動きや福祉サービスの内容を知ってもらう必要がある。その上で役割分担を明確にするなど連携がスムーズに行えるような手立てが必要。 ○医療的ケアや配慮を必要とする児童等の支援について、その対応の理解と支援者の連携が必要である。役割分担を明確にし、連携に必要なことを具体的に課題の解決に努める。
活 動 状 況	① 部会 計 8 回開催 （5/20、6/18、7/26、8/18、9/17、10/17、12/16、1/14） ② サービス調整会議を活用し、医療的ケア児の生活や支援の実態について知ってもらう。内容について、部会で協議した。 10 月 29 日 勉強会 「医療ケア児とは」 11 月 20 日 事例検討「医療ケアが必要な児の支援について」 ③ 在宅療養児親子交流会 参加 ④ 医療従事者ネットワーク会議 参加
成 果	○教育との連携 教育側のニーズを具体的にして対応を考えた。出雲市内の小学校の中から 6 校の全教員にアンケート実施した結果をもとに、相談支援専門員が学校と関わる際に持参できる相談支援専門員及び福祉サービスの紹介パンフレットを作成した。 ○医療との連携 相談支援専門員が医療的ケア児、配慮を必要とする児童等への支援の仕方や流れ等について理解する必要がある、学ぶ場について協議し提供。サービス調整会議を活用し理解を深めることができた。
課 題 次年度への方向性	○医療的ケアや配慮を必要とする児童等の支援について、その対応の理解と支援者の連携。役割分担を明確にし、連携に必要なことを具体的にして課題の解決に努める。

こんにちは！ 相談支援専門員です (障害福祉サービスコーディネーター)

私たち、相談支援専門員はサポートの必要な方が地域で自分らしく生活するためのお手伝いをしています。

文部科学省および厚生労働省発出の「教育と福祉の一層の連携について（通知）」においても教育と福祉との連携の強化の必要性が強調されています。

それぞれのお子さんに応じた効果的な支援について、連携をしていきたいと思っています。



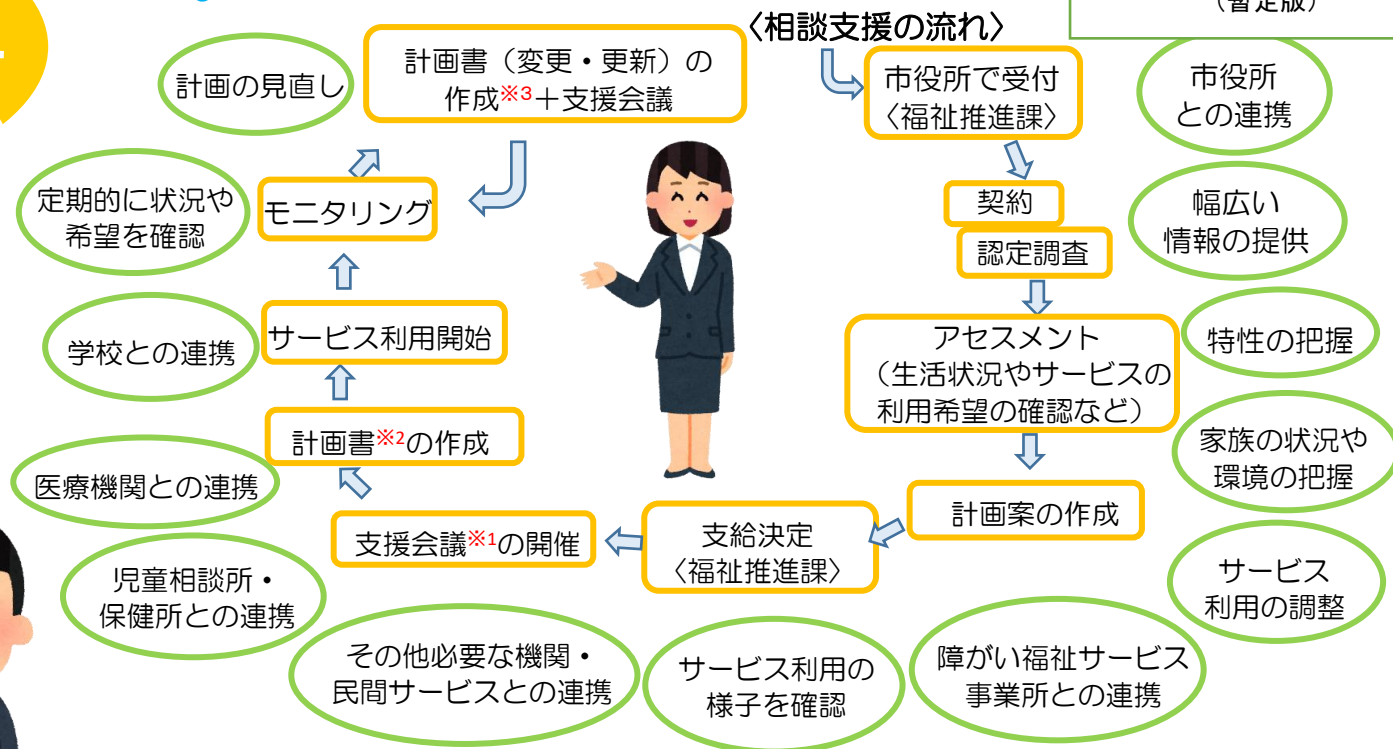
児童が利用可能な福祉サービス等



	幼児期	学齢期（小・中）	高等学校
児童発達支援			
保育所等訪問支援			
放課後等デイサービス			
日中一時支援			
移動支援			

相談支援専門員ってどんなことをする人？

令和2年3月11日
出雲市障がい者
施策推進協議会資料
(暫定版)



※1 支援会議は計画更新時のほか、本人の状況や環境の変化等に応じて必要時に開催します。

※2 「計画書」・・・サービス等利用計画書

※3 「計画書」の作成は、基本、誕生月の福祉サービス更新時に行います。

令和元年度 ささえる専門部会 報告書

部会メンバー	部会長：長澤（美野園） 副部会長：高尾（ハートピア出雲） 書記：青木（あそび） メンバー：矢野・松村（ふたば）、三島（太陽の里）、三島（ハートフルホームかんど）、金友（WANA JAPAN）、足立（まるべりー斐川）、阿食（麦の家）、柳楽（ワークセンターフロンティア）、柳楽（ぼんぼん船）、宗（エルパティオ三葉園）、岡田（ニチイケアセンター出雲みなみ）、吉川・小村・木村（CS いずも）、池田（ぽこぽこ）、伊藤（ひまわり）、和田・杉原（福祉推進課）
テーマ（ねらい）	・各事業所のサービス管理責任者（以下「サビ管」）等の顔の見える関係づくり ・相談支援専門員との連携 ・事業所内容の情報交換 ・地域生活拠点整備事業について
活 動 状 況	①部会の開催：年４回 第１回（R1.5.13）・令和元年度活動計画について ○ワールドカフェ→面談についての対応方法をテーマにして実施 ○権利擁護研修 →事例検討やグループワークを実施 ○部会の開催（５月・９月・１２月・３月） 第２回（R1.9.4） ○各ワーキンググループ（以下「WG」）からの活動報告 ○ワールドカフェの振り返り ○権利擁護研修会についての検討 ○地域生活支援拠点整備についての進捗状況について 第３回（R1.12.2） ○各WGからの活動報告 ○権利擁護研修会の振り返り ○相談支援専門員との意見交換会について 第４回（R2.3.3） ○各WG活動報告 ○令和元年度振り返りと令和２年度活動計画について ②研修会の開催（全体研修） ◎ワールドカフェ（R1.7.10 実施 30名参加） 【テーマ：面談についての対応方法について】 テーマを決めて実施。アンケートでは、「多方面のサビ管等での意見交換ができて良かった」「悩みに思っていた事が気軽な雰囲気ですぐ話す事ができて良かった」「面談のヒントとなるキーワードや気づきをもらうことができた」等、多くの高評価を得ることができた。 ◎権利擁護研修（R1.11.26 39名参加） 事例を使用してのグループワークで実施。参加者にアンケートをとり、「身近にある事例で皆で考えられる機会になった」「事業所に持ち返って実施した」「発表に代

わる共有方法で他の事業所の人とも話ができ良かった」等、多くの高評価を得ることができた。

③各 WG 活動内容実績

【居住系 WG】

第 1 回 (R1. 6. 18) 令和元年度活動計画について

- ・働きやすい職場環境について
- ・緊急時の短期入所の受入れについて（施設の実態について意見交換）

第 2 回 (R1. 8. 2) ・緊急時の短期入所受入れについて実態報告

- ・入所施設の実態報告と意見交換

第 3 回 (R1. 11. 29) 次世代育成についての意見交換

第 4 回 (R2. 2. 14) 令和元年度の振り返りと令和 2 年度の予定について

【グループホーム WG】

第 1 回 (H31. 4. 16) ・令和元年度活動計画について

- ・長期休暇時の過ごし方についての情報交換

第 2 回 (R1. 7. 23) ・アセスメントと支援計画書について

- ・緊急時（防災）の対応についての情報交換

第 3 回 (R1. 10. 1) グループホーム見学（美野園）

第 4 回 (R1. 12. 20) ・各グループホームの実態報告（アンケート結果報告）

- ・令和 2 年度の活動計画について

【日中活動系 WG】

第 1 回 (R1. 5. 22) ・令和元年度活動計画について

- ・日中活動プログラムの現状についての情報交換

第 2 回 (R1. 9. 27) 施設見学（麦の家）と事例検討

第 3 回 (R2. 2. 13) ・施設見学（ハートピア出雲）

- ・令和元年度の振り返りと令和 2 年度の予定について

【就労支援 WG】

第 1 回 (R1. 5. 15) 令和元年度活動計画について

第 2 回 (R1. 7. 17) 活動計画の経過報告

第 3 回 (R1. 9. 26) 活動計画の経過報告と結果報告

第 4 回 (R1. 10. 31) 活動計画の経過報告と結果報告

第 5 回 (R2. 2. 26) ・活動計画の経過報告と結果報告

- ・令和 2 年度の予定について

・就労事業所えんむすびツアー (R1. 9. 11 24 名参加)

・福祉事業所商品販売・展示会 (R1. 8. 31 7 事業所参加)

・「働く手」写真展（作業風景写真）(R2. 1. 25 8 事業所参加)

・ワールドカフェ (R1. 12. 10 27 名参加)

・勉強会「関わり方が難しい利用者への支援を考える」 (R2. 2. 26 11 名参加)

【居宅介護 WG】

第 1 回 (R1. 6. 12) ・令和元年度活動計画について

- ・支援を行う上での課題についての情報交換

	第 2 回 (R1. 12. 4) 次年度の計画と課題について 【児童通所 WG】 第 1 回 (R1. 6. 7) ・ 令和元年度活動計画について ・ 面接技法についての勉強会 第 2 回 (R1. 9. 25) 施設見学 第 3 回 (R1. 10. 8) 施設紹介と意見交換会 第 4 回 (R2. 2. 19) 令和元年度の振り返りと令和 2 年度の予定について
成 果	・ サビ管等の関係づくりについては、部会や各 WG での取り組み（施設見学・各種イベント・ワールドカフェ等）を実施することで、サビ管等同士の親睦や交流ができ、事業所間の連携に繋がり、情報として得た内容を事業所に持ち帰ることができた。 ・ WG 内での取り組みで、サビ管等だけでなく、次世代の若手の職員も研修等に参加する形で実施したため、人材育成としての役割も果たすことができた。 ・ 地域生活支援拠点整備について、居住系 WG として短期入所事業所の実態と課題等をテーマに、じりつ部会との意見交換の場をもつことができた。
課 題 次年度への方向性	・ 利用者の受入れについては相談支援専門員との連携が不可欠であるが、特に緊急時において利用にあたっての情報共有や受入れがスムーズに行えていないケースがある。相談支援専門員が事業所の特色や実態などを十分に把握できていない課題があると考えられる。 ・ WG によっては、サービス形態の特色から会合への参加が難しかったり、参加される事業所に明らかに偏りが生じている状況がある。WG の機能を発揮するためには参加率を上げる必要があり、WG をより参加しやすく有意義な場にしていくことが課題である。 ・ 各 WG で情報交換をしていく中で、共通の課題（人材育成・人員体制・ハード面・利用者特性に対しての支援方法等）が見えてきている。こうした課題への対応を通して、より利用者のニーズに基づいた支援を提供できるよう、地域全体の支援の質を高めていくことを目指したい。 ・ 地域生活支援拠点整備については、他の部会から要請があれば協力をしていく。 ・ 虐待防止に向けた権利擁護研修会は、引き続き次年度も実施していきたい。

令和元年度 就労支援ネットワーク会議 報告書

メンバー	会長：青木（あそび） 副会長：足立（まるべりー斐川） 書記：口羽（出雲保健所）、大塚（みずうみ） 委員：宗（エルパティオ三葉園）、秋田（ハローワーク出雲）、 葛西（ワークセンターフロンティア）藤江（ユーアイワーク）、 安田（リーフ）、柳楽（ぼんぼん船）、秋山・甲斐（出雲養護学校）、 萬代（ハートピア出雲）、明正（なかよし）、富岡（ふあっと）、 石崎（やまびこ園）、小豆澤（豆の樹）、水岩田（デイケアピノキオ）、 黒目（デイケアきらり）、鍵山（こころの医療センター）、 事務局：和田（福祉推進課）
テーマ (ねらい)	①障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営 ②企業とのつながり作り ③就労定着支援に関する活動 ④精神障がい（発達障がいを含む）者への就労支援・定着支援のあり方検討
活動状況	＊ネットワーク会議の開催：4/24、6/25、8/5、10/2、12/13、2/7 ＊合同ジョブガイダンス：10月25日－70名以上参加 ジョブカフェしまね講師によるビジネスマナーや面接の心構えに関する講義 一般企業の採用担当者の協力を得た模擬面接 ＊企業情報交換会：9月18日－16社参加 障がい者雇用事例発表（出雲大社）、支援制度説明、情報交換 ＊自己理解・情報共有ツールの開発：検討会 8/25、10/2、11/11、12/4、2/3 ＊はたらく仲間のコーヒータ임：毎月第3金曜日 18：00～19：00 一般就労で働く障がい者の気軽な集いの場として「ふじひろ珈琲」で開催
成 果	○障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営 2月に1回程度の頻度でネットワーク会議を開催し、事業の企画・実施に共に取り組んだ。一般就労・就労定着に関する地域ぐるみの支援活動として『合同ジョブガイダンス』『はたらく仲間のコーヒータ임』を実施。合同ジョブガイダンスについては、精神障がい者の就労支援ニーズ増大を考慮し、対象者を就労系事業所利用者や養護学校生徒に加え、精神科デイケア利用者にも拡大した。こうした協働の経験を通じて、さらに新たな課題への気づきが生まれたり、会議の場以外でも協力し合えるつながりを広げる効果がある。 ○企業とのつながり作り リーフと共催で企業情報交換会を開催。昨年より多い16社の参加があった。参加企業からは、事例発表や障がい者雇用の経験ある企業の担当者や福祉サイドの支援者との情報交換により、社内の支援体制の作り方など実際の工夫点などを聞くことができ、障がい者雇用への不安が軽減したとの意見が寄せられた。支援者にとっても企業の実情を知る機会となり、事業所でできる就労準備のあり方や、配慮のお願いの仕方について考えを深めるきっかけとなった。また、事業の

	企画実施にあたっては市産業政策課や出雲地区雇用促進協議会にも協力をいただき、新たな連携が広がった。 ○自己理解・情報共有ツールの開発 精神障がい者の就労支援・定着支援においては、当事者の抱える困難さが一見して捉えづらく、さらに病状には波があることが支援上の課題となりやすい。そこで、当事者が自己理解を深めるとともに、企業の方をお願いしたい配慮事項を分かりやすく整理して伝えるために活用できる出雲版ツールの開発を目指して情報収集や検討を行ってきた。WRAP（元気回復行動プラン）の手法を応用した既存ツールの情報を収集し、素案を作成した。
課 題 次年度への方向性	○障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営 就労支援をめぐる連携協働の基盤としてのネットワークの活動は、今後も継続していく必要がある。協働により実施してきた「合同ジョブガイダンス」「はたらく仲間のコーヒータム」は地域の社会資源として定着してきており、当事者のニーズに合わせて細部を修正しながら継続していきたい。 ○企業とのつながり作り 障がい者雇用率が年々引き上げられ、経済動向により人材不足も深刻になってきている中、障がい者雇用への関心が高まっている。しかしながら、障がいに関する知識や障がい者雇用のノウハウを持ち合わせず不安を抱いておられる企業も少なくない。より良いマッチングや就労定着支援を考えていく上では、企業側のニーズをしっかりと捉え、相互理解と連携の基盤づくりをしていくことが肝要である。企業情報交換会を継続して開催し、より幅広い企業に参加してもらえよう市産業政策課や出雲地区雇用促進協議会等との連携も深めていきたい。 ○精神障がい（発達障がいを含む）者への就労支援・定着支援のあり方検討 自己理解・情報共有ツールの制作途中であり、継続して取り組んでいく。今年度制作したツールの素案と、先般厚労省が示した「就労パスポート」とを併せていくつかの事例で試行し、まずはモニター版をまとめる。モニター版ができた段階で市内の就労支援関係機関に広く声かけして使ってみてもらい、内容整理して完成させたい。 また、精神障がい（発達障がい）者の就労支援にかかわるリアルなニーズに立脚して支援のあり方を考えていけるよう、ネットワーク会議の場を使って事例検討を行う。 ○就労定着支援事業に関する情報交換とあり方検討 市内で就労定着支援事業を実施する事業所はまだ少なく、ケースも限られている現状である。実際に取り組んでみて見えてくる課題もあることから、事業所間で情報交換をしていくことで支援の質の向上を図りたい。

くらし専門部会からの提言に対する検討

平成 31 年 3 月 14 日開催の平成 30 年度第 2 回出雲市障がい者施策推進協議会の際に、くらし専門部会から出雲市障がい者施策推進協議会会長あてに提出された提言について、市としての検討状況を報告します。

「出雲市の中山間地域に住む障がい者の移動に関する提言」

- (1)居宅介護サービスや移動支援サービスの提供時に、事業所から利用者宅までのヘルパーの往復の費用補助の創設
- (2)障がい者福祉タクシー制度の交付枚数を市中心部からの距離に応じて増やす
- (3)平成28年度まで多伎地区・佐田地区在住者に限定して施行されていた「出雲市精神障がい者通院交通費助成金」のような制度を、市全体の制度として創設する

【提言に対する市の検討状況】

提言(1)

中山間地域に居住する障がい者宅を訪問する事業所へは特別地域加算を給付している。この加算率については、居宅介護サービスは国の規定によるものである。一方、地域生活支援事業のメニューである移動支援事業の加算率は市の要綱で定めているため、令和 2 年度に加算率を見直すことを検討し、必要に応じ要綱改正を行う。

提言(2)

障がい者福祉タクシー制度は、障がい者の社会参加促進を目的としており、使用目的は定めておらず、どこに行く場合にも使用可能であるため、市中心部からの距離に応じて増やすことは現時点で行わない。

他方、交付状況の実態を分析したところ、令和元年 10 月 31 日時点交付対象者数は 3,863 人。このうち申請者は 1,791 人（申請率は 46.4%）であり、このうちタクシー券利用率は 60%台前半である。

そのため、現行制度の中で、申請率や利用率を増やす周知などの取組を行うとともに、車いす利用券で一般用の車両も利用できるよう、運用の見直しを令和 2 年度から実施予定である。

提言(3)

精神障がい者に対する福祉サービスの拡充とともに、他の助成制度もあるため、平成 26 年度当時に廃止決定した経緯がある。そのため、独自の助成は考えていない。

【出雲市精神障がい者通院交通費助成制度の概要】

旧佐田町では平成 4 年 10 月から、旧多伎町では平成 15 年 4 月から実施していた事業で、平成 17 年の合併後も佐田地域と多伎地域で実施していた。自立支援医療（精神通院医療）受給者で、居住地から医療機関までの直線距離が 5 キロ以上の者に対して、その距離に応じて、通院 1 回あたり 250 円から 1,500 円までの範囲で交通費を助成していた制度である。

【廃止理由】

平成 26 年度に次の理由により廃止決定（平成 27 年度末をもって廃止。請求期間は平成 28 年度末まで）

- ① 平成 18 年度の障がい者自立支援法施行で精神障がい者も福祉サービスの対象者となったため
- ② 本市単独事業である自立支援医療で、自己負担の半額を助成しているため
- ③ 平成 26 年 10 月から、精神障がい者保健福祉手帳 1 級所持者が新たに福祉医療の対象になったため
- ④ 他地域の同条件地域に本制度を適用した場合、多額の費用を要し事業拡大は困難であるため

令和 2 年度における障がい者福祉施策の運用等の対応

国の調査研究事業に基づき、令和元年 9 月に実施した「障がい者ニーズ把握等のアンケート調査」の結果等をふまえ、令和 2 年度から次のとおり本市の障がい者福祉施策の運用の見直し等の対応を行います。

1 移動支援事業

課題	(1)利用者・事業所とも、利用時間帯が合わない。 (2)事業所の人員不足
対応	(1)(2)課題となった内容について、さらに詳細に実態や原因の把握に努め、効率的な運用が図れるような方策を講ずるとともに、島根県など関係機関と連携し、福祉人材の養成や確保についての方策を検討していく。

2 障がい者福祉タクシー制度

課題	(1)タクシーの予約について、車いす用タクシー券利用者は一般用利用者に比べて、予約がとりにくい。 (2)交付可能な対象者のうち約半数が交付を受けていない。
対応	(1)令和 2 年 4 月から車いす用の福祉タクシー券で一般用のタクシーも利用可能とする。 (2)広報いずもなどで定期的に周知を図る。 * 令和元年度は2月号(R2.1.20 発行号)掲載済み

3 日中一時支援事業

課題	(1)事業所が見つからない・空きがない。 (2)事業所の人員不足
対応	(1)実施事業所や利用定員等に関する情報は、障がい者施策推進協議会ホームページに掲載しているため、このことについて改めて周知を行うとともに、窓口相談や事業所説明会の際にも周知することとする。 (2)さらに詳細に実態把握及び分析に努め、島根県など関係機関と連携し、福祉人材の養成や確保についての方策を検討していく。

～地域生活支援拠点整備にかかる検討状況～

- 1 地域生活支援拠点整備プロジェクトチーム第 3 回会議(令和元年 11 月 27 日)後の検討状況
- (1) 令和 2 年 1 月 9 日(木):じりつ部会で検討事項検討
- (2) 令和 2 年 1 月 15 日(水):市内福祉型短期入所事業所へ第 3 回会議検討事項について調査実施
- (3) 令和 2 年 1 月 22 日(水):じりつ部会で調査結果を基に検討事項検討
- (4) 令和 2 年 2 月 6 日(木):地域生活支援拠点整備プロジェクトチーム第 4 回会議で検討事項検討

2 地域生活支援拠点整備プロジェクトチーム第 4 回会議検討結果

第 3 回議事	第 3 回会議事務局案	第 3 回会議を受けた検討事項等	検討結果
(1) ① 拠点における緊急時の定義	親（介護者）の死亡・入院、緊急の不在により、急に通常の在宅生活を送ることが困難になった場合	検討事項① 一人暮らしの方も対象とする場合の定義も検討	●緊急時の定義に、「一人暮らし等の方で、他に支援を受ける手段がなく、緊急の支援が必要な場合」を加える。
(1) ② 拠点における緊急時の対応方法と体験利用	・緊急時に備えた事前準備として、対象者の事前登録を行い、短期入所の体験利用を行う。 ・緊急時の受け皿として 7 日間を上限とする緊急短期入所の利用	検討事項② 事前登録者の定義が不明確なため、事前登録の定義を明確にする。	●登録は、緊急時の定義にあてはまる緊急対応希望者全員が行う。 ・直ちに支援が必要な場合もあるため、「事前登録」ではなく、「登録」とする。 ・直ちに支援が必要な場合は、コーディネーターが対応する。
		検討事項③ 体験利用した事業所を緊急時に利用できない場合があるため、複数の短期入所事業所利用を勧める。断らない支援をするために短期入所事業所の輪番制も検討する。	●複数の短期入所事業所体験利用は、登録者の希望によるものとする。 ・地域性、障がい種別により短期入所事業所を登録する。 ・顔あわせ等でも可とする。
		検討事項④ 緊急短期入所の利用期間について、利用期間の上限よりも確実に短期入所後の支援を検討することが重要なため 3 日以内に担当者会議を開催するなどのルールを検討	●輪番制については、調査結果等から行わない。 ●早期に退所後の生活を検討する必要があるため、おそくとも利用 3 日目までに相談員は担当者会議を招集する。 *緊急利用を依頼する際、短期入所の事業所が支援に必要な情報を持っていることが重要であるため、令和 2 年度に登録票の内容を検討する。
		検討事項⑤ 短期入所事業所において、通常の短期入所に加えて事前登録者の体験利用を受けるには、給付費の加算等に係る支援が必要	●令和 2 年度中に検討を行う。
(2) コーディネーターの役割	・事前登録者のアセスメント情報の整理 ・体験短期入所利用のための担当者会議の招集 ・緊急時の短期入所事業所の連絡と利用同行 ・退所後の生活を検討するための担当者会議の招集		●直ちに支援が必要な場合（相談対応不可時）の対応 ●登録票による利用者把握 ●短期入所事業所との情報共有、短期入所事業所への同行 ●相談支援専門員への助言 ●短期入所退所後の生活を検討・調整

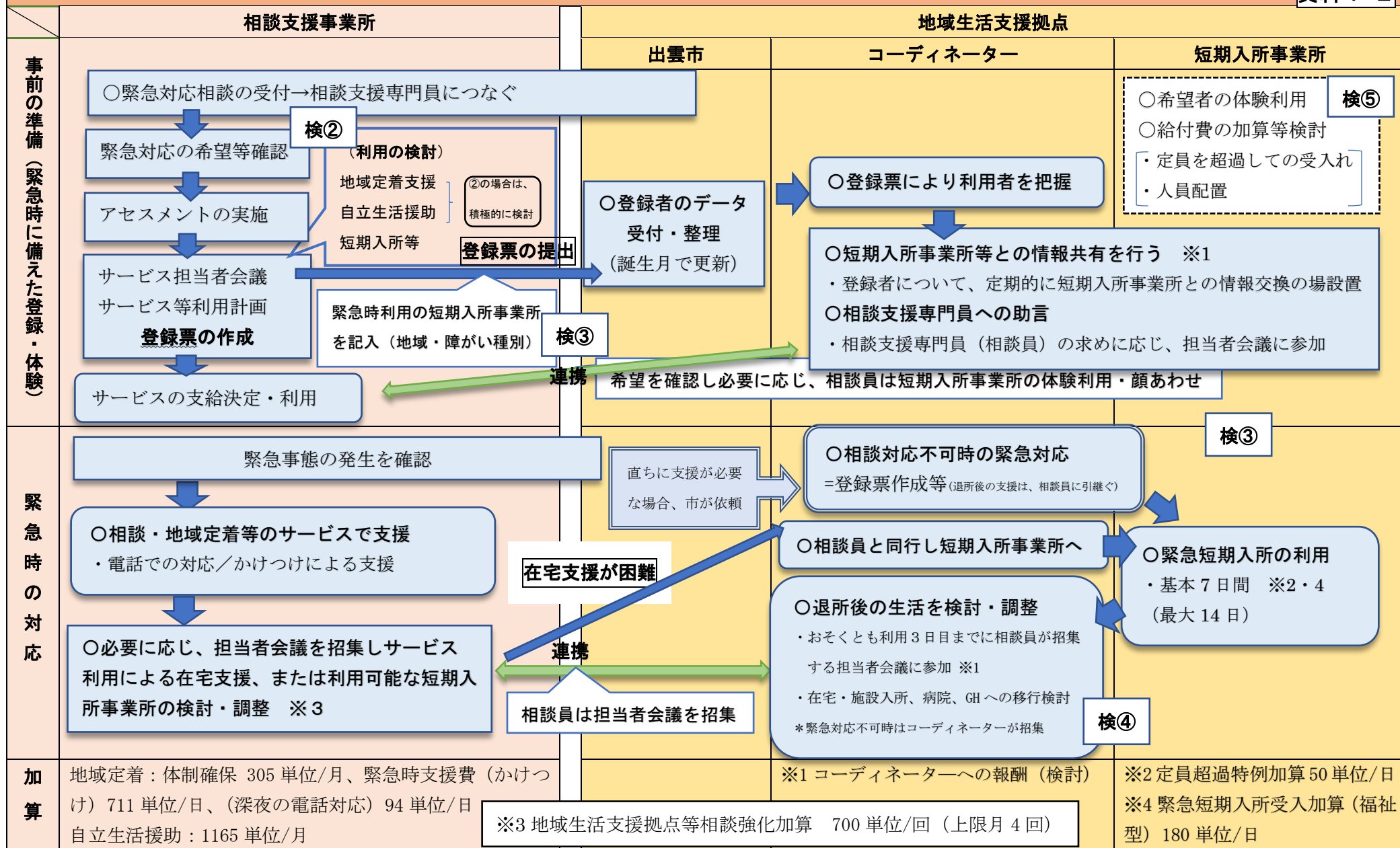
地域生活支援拠点整備にかかる
「緊急時の受け入れと対応」フロー図（案）

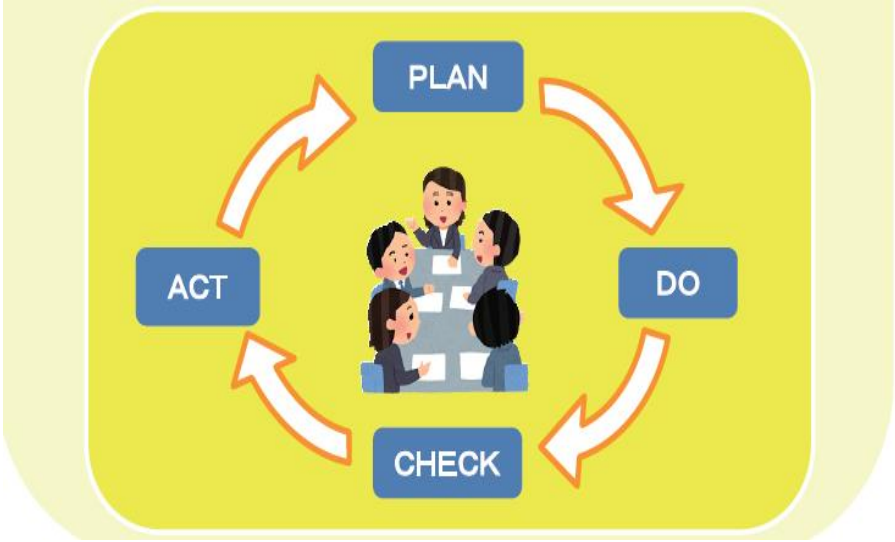
緊急時の定義：①親（介護者）の死亡・入院、緊急の不在により、急に通常の在宅生活を送ることが困難になった場合

検① ②一人暮らし等の方で、他に支援を受ける手段がなく、緊急の支援が必要になった場合（※虐待は除く）

地域生活支援拠点

資料 4-2



年度	月日	拠点プロジェクトチーム	障がい者施策推進協議会	じりつ部会	サービス調整会議	事業所	市
R2	4月	令和2年度会議日程調整 *メールにて確認し、周知		登録票の作成(第1回) *じりつ部会+短期入所事業所 (福祉型・医療型)	4月28日(火):行政説明 (地域生活支援拠点について)		サービス調整会議での拠点の進捗説明
	5月	プロジェクトチーム第5回会議(5月中旬) (1)登録票 (2)コーディネーターの配置 (3)令和2年度日程確認		登録票の作成(第2回) *じりつ部会+短期入所事業所 (福祉型・医療型)			拠点の愛称検討
	6月		令和2年度第1回障がい者施策推進協議会 (1)登録票の進捗 (2)拠点整備スケジュール (3)コーディネーターの配置	登録票の作成(第3回) *じりつ部会+短期入所事業所 (福祉型・医療型)			拠点の愛称検討
	7月			登録票の作成(第4回) *じりつ部会+短期入所事業所=完成 (福祉型・医療型)			要綱、拠点届出用紙等作成
	8月	プロジェクトチーム第6回会議 (1)登録票(完成版) (2)拠点届出について説明		登録票の作成(予備) *じりつ部会+短期入所事業所 (福祉型・医療型)			要綱、拠点届出用紙等作成
	9月		令和2年度第2回障がい者施策推進協議会 (1)完成版登録票 (2)拠点届出について説明 (3)拠点愛称	体験の機会と場について協議		サービス提供事業所説明会で拠点届出の説明及び協力依頼	予算検討
	10月	プロジェクトチーム第7回会議 (1)仮稼働について (2)専門部会の中間報告		体験の機会と場について協議	専門部会の中間報告	拠点事業所の運営規程変更 運営規程の市への届出	予算要求
	11月		令和2年度第3回障がい者施策推進協議会 (1)拠点届出事業所の報告 (2)仮稼働について (3)広報による周知	体験の機会と場について協議	11月17日(火):サービス管理責任者との合同研修会 (地域生活支援拠点について)		拠点事業所の承認
	12月			体験の機会と場について協議		仮稼働	広報による周知
	1月	プロジェクトチーム第8回 (1)体験の機会と場について (2)仮稼働状況報告		体験の機会と場について協議 登録票の修正		仮稼働	
	2月		令和2年度第4回障がい者施策推進協議会 (1)仮稼働状況報告 (2)専門部会からの報告 ⇒協議会での拠点整備承認	体験の機会と場について協議		仮稼働	令和3年度の本格稼働に向けての契約等準備 地域生活支援事業補助金申請準備
	3月			体験の機会と場について協議	3月24日(火):サービス管理責任者との意見交換会 (地域生活支援拠点について)	仮稼働	本格稼働に向けての契約等準備
R3	4月	拠点本稼働					
R3以降	拠点等の運営の継続	(1)市町村の定期的な評価 障がい者施策推進協議会を活用した拠点等の運営や活動に対する定期的な評価や不十分な機能について改善 (2)拠点等の取組状況の公表(普及、啓発) 取組内容や運営状況に関する情報の公表 (3)その他の機能の構築  【参考】 地域生活支援拠点の整備とは？ 障がい児者の重度化・高齢化・「親亡き後」を見据え ①相談 ②緊急時の受け入れと対応 ③体験の機会と場 ④専門的人材の確保と養成 ⑤地域の体制づくり を、地域の実情に応じ整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること					